

知多鋼業株式会社 定款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、知多鋼業株式会社と称し、英文では CHITA KOGYO CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 発条の製造販売
- (2) 自動車部品の加工販売
- (3) 線材製品の加工販売
- (4) ゴム生地および成型品の製造販売
- (5) 医療用具の製造販売
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県春日井市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から三か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了

- する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会は、特に法令または定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。  
ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等で

あるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

附則 第8条の変更は、平成28年7月1日よりその効力を生じるものとする。  
なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

改	正	昭和 57 年 5 月 27 日
改	正	平成元年 5 月 25 日
改	正	平成 4 年 5 月 28 日
改	正	平成 6 年 5 月 26 日
改	正	平成 10 年 5 月 28 日
改	正	平成 11 年 5 月 27 日
改	正	平成 14 年 5 月 23 日
改	正	平成 15 年 5 月 22 日
改	正	平成 16 年 5 月 27 日
改	正	平成 18 年 5 月 25 日
改	正	平成 19 年 5 月 24 日
改	正	平成 20 年 5 月 22 日
改	正	平成 21 年 5 月 28 日
改	正	平成 24 年 5 月 24 日
改	正	平成 28 年 4 月 8 日
改	正	平成 28 年 5 月 25 日